

平成 17 年 9 月定例府議会・教育文化常任委員会（西村晴天）

○委員長（中野清君） 次に、西村晴天君を指名いたします。西村委員。

◆（西村晴天君） 公明党の西村晴天でございます。どうかよろしく願いいたします。

まず初めに、私の方は、文化振興に関連をしまして、文化ホール・施設の整備についてお伺いをしたいと思います。

本年の四月の一日から施行されました文化振興条例、この冒頭には、文化は、人類の英知の積み重ねにより生み出される貴重な財産であり、先人が培ってきた文化を継承し発展させるとともに、多様な文化を受容しながら新たな文化を創造し次世代へと引き継いでいくことは、私たちの願いであり責務である。次には、難波の宮の時代を経て、現在まで大阪が諸外国との表玄関として多様な文化を積極的に受け入れてきて、そしてその中で上方文化を初めとする独自の文化をはぐくんできた、これを府民は誇りに思っていると、こういうふうなことが述べられております。

そして、次に、少子高齢社会の到来や価値観の多様化に伴いまして、人々の個性、心の豊かさ、人と人とのきずなやお互いの人権を大切にする地域社会づくりが必要である。また、国際化や情報化が急速に進展する中であって、魅力と存在感のある都市づくりが必要である。

三点目には、文化の力によって、人々の感性や表現力を高めて、社会参加や交流を促すとともに、想像力豊かな人材を育成していかなければならないと、このようなことが書かれているわけでございます。まさに、本委員会の目指すべきそういった内容が盛り込まれている一面ではないかというふうに思うわけでございます。

そこで、特に今回は、文化ホール、施設の整備という観点から御質問させていただきたいんですが、今、文化振興条例の冒頭を御紹介させていただきました。あるいは、条例ができるまで文化振興アクションプログラムというものも作成をされております。

しかしながら、この文化振興条例の制定の際に府民の皆さんからいただきましたパブリックコメントの中で、より質の高い芸術の創造を促すためには、既存施設のリニューアルやグレードアップを含め、民間との連携や民活の活用による施設面での取り組みが必要である。条例では、文化関連の箱物プロジェクトがとんざするような現状に縛られることなく、あるべき姿を描くスタンスを持った内容にしてほしい、こういうふうな御意見もございました。

私も、若干アクションプログラムや、あるいは文化振興条例の中で感じることは、ハードの整備等もこの条例の中には組み込まれているとは思いますが、どちらかというとソフトを重点に着目されている感がするわけでございます。せっかく芸術文化を振興しても、それを発表する施設がなくては何もならないわけでございまして、府は、今までどのような観点でこういった施設の整備を進めてきたのか、お伺いしたいと思います。

◎文化・スポーツ振興室副理事兼文化課長（北野義幸君） ただいま委員の方から、こと

し四月施行の文化条例の前文を引用いただきましたけども、少しさかのぼりますが、平成元年に策定いたしました大阪文化振興ビジョンにおきましては、現代芸術文化センターや上方演芸の保存振興拠点などの施設整備の必要性について位置づけておきまして、これを受けて、例えば府立上方演芸資料館を平成八年に設置しましたほか、センチュリー交響楽団の創設とあわせまして、オーケストラハウスや野外音楽堂を服部緑地に整備したところ です。

しかし、この文化振興ビジョン策定後は、ちょうどバブル崩壊を受けた経済の低迷、府の財政危機に直面いたすことになりまして、文化に思い切った投資という視点だけでは、文化振興を行うことが現実には困難となってまいりました。

このため、平成十年に策定いたしました大阪府文化振興指針におきましては、ソフト面の充実を中心に据え文化振興を進めることとし、その後平成十三年の行財政計画案では、府立現代芸術文化センター構想の廃止決定に至ったところでございます。

委員お示しの、平成十五年策定でございますが、文化振興アクションプラン、本年四月施行の文化振興条例におきましても、国や他の地方公共団体、事業者、府民との協力のもと、引き続きソフト面主体の芸術文化振興を行っているところでございます。

◆（西村晴天君） 次に、過去十五年間、大阪府が府下の市町村の文化ホール等、そういう施設の補助を行った、どれぐらい補助を行ってますか。

◎文化・スポーツ振興室副理事兼文化課長（北野義幸君） 府内市町村の文化施設の整備でございますけども、これまで文化施設整備費補助金の制度がございまして、当初教育委員会で所管いただいておりましたけども、平成三年度から四年度まで文化課で所管いたしました。平成三年度に三千二百万、平成四年度にも三千二百万を交付しましたけども、現在予算措置はしておりません。

そのほか、例えばふるさと創生施策の一環といたしまして、地域総合整備事業債を活用し、その起債の発行と起債償還への交付税措置という国の地方単独支援事業が平成十三年度までございました。この制度を活用いたしまして、府がふるさと創生計画をまとめまして、それに基づきこの施策を活用し、また府の単独の助成制度でございます市町村振興補助金や、さらには低利の府貸付金を活用することなどを通じまして、府内各地で、元年度以降でございますが、十八カ所の市町村の文化ホール、文化施設の整備に対する財政支援を行ってまいりました。

ちなみに、元年度以降、この地域総合整備事業債活用事業だけで見ましても、市町村振興補助金で約二十八億二千三百万、貸付金で百十四億四千三百万ほどの財政支援が行われたところでございます。

◆（西村晴天君） 府としては、三年度、四年度で約六千四百万、現在は予算措置してないと。まさに景気が悪くなれば文化施策はしぼんでいくというのを、ハードの面でも象徴しているのかなと、ちょっとうがった見方かもわかりませんが、そういうふうを感じるわけでございます。一方で、ふるさと創生事業でばんばんと施設もつくられてると。しかし、

府下市町村で私もいろんなところでお話を伺いますが、そういうふうに競い合うような形で各地に同じような施設をつくって、現在は運営管理に苦慮しているというのが現状でございます。

それからまた、大阪府は平成十二年国際会議場を建設をいたしました。この国際会議場には、収容人員二千七百五十四名という大変立派な大ホールをつくったわけですが、大規模なそういった舞台装置を設備してホールをつくったにもかかわらず、残念ながらオペラができないと。文化の関係者からは、建設のときに私どもの意見を聞いていただければ、オペラができる立派な会場になったと、こういうふうな大変落胆の声あるいは不満の声を聞きました。ここに、やはり施設整備の少し食い違いといいますか、こういったものがあるのではないかというふうに強く感じるわけでございます。

ところが、先ほど御紹介申し上げました文化振興条例の第六条には、知事は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定するものとする、というふうになっております。

こういうことから、やはりこういった施設についても計画的な整備を視野に入れたそういう計画、あるいは府がそういったものにかかわっていく。これは誤解をされたら困るんですが、決して公がすべてやるということではありません。大阪府のこの都市という中で、こういった施設が必要ではないかということ、行政みずからもやはりリーダーシップをとれるところはとっていくと、こういうことが必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

◎文化・スポーツ振興室副理事兼文化課長（北野義幸君） 本年四月施行の文化振興条例に基づきまして、現在府民、事業者、行政が力を合わせてオール大阪で文化の振興に取り組むための文化振興計画を、有識者による文化振興会議において検討を進めているところでございます。

文化ホール等の施設につきましては、国立の文楽劇場から府立のワッハ上方、多数の市町村のホール、また民間のシンフォニーホールや多くの劇場など、一定数は整備されているものと認識しております。当面、まずはその有効活用と今後の維持補修及び施設の更新が大変重要になってきているものと考えております。

お示しのオペラにつきましては、例えば大阪音楽大学に専用のオペラハウスが整備されておりますほか、堺シティオペラが毎年堺市民会館で開催されているところと理解しております。

文化振興条例を受けまして現在検討を進めております文化振興計画では、既存の施設を有効に活用しながら、ソフト面主体の施策展開や広域にわたります他の地方公共団体との連携、民間の事業者や府民の活動を重視した芸術・文化振興などを中心に検討を進めているところでございますが、今後の施設整備、更新につきましては、例えばPFIといった民間活力の活用などを視野に入れ、文化振興会議の場などで検討を行いまして、今年度内に府の振興計画として策定していきたいと考えております。

◆（西村晴天君） P F I とか、そういった民間活力の活用等の御答弁もございました。まさに、民間が開発をする場合でも、できればそういった文化施設を大阪府から提案をしていくというふうな、そういう取り組みも必要ではないかと思えます。

こだわらうございませうが、オペラについては音楽大学に専用のオペラハウスが整備されたとう。決して私、音楽大学にけちつけるわけじゃありませんが、ここのオペラハウスの座席数はわずか六百五十二。知事は、十六年三月の定例会で、劇場は都市の風格を高め、交流とにぎわいをつくる重要な社会基盤でありますとう。果たして、音楽大学にオペラハウスがあるというだけで、この大都市大阪の都市格にふさわしいのかとうことを私は申し上げたいわけであります。

ちなみに、東京都も、文化施設は、例えば東京文化会館――これは少し古いですが、国立の施設も含め東京芸術劇場とうのがあります。これは、大ホール、中ホール、小ホールが二つもある。大ホールについては、百二十人編成のオーケストラと二百人が舞台の上で演奏ができるとう大規模なものでもあります。

また、兵庫県もすばらしいです。皆さん御案内のとおり、兵庫県も県立芸術文化センターとうのができました。心に響く感動の瞬間をと。私たちは、舞台芸術によって新しい文化が生まれる感動の瞬間を大切にしたいとう考えます。大阪府では余り聞けないような言葉だとういうふうにおもうわけです。大ホールも二千一名、中ホールが八百席、小ホールが四百十七席、あとリハーサル室、スタジオ等がございませう。これは、コンサートを中心にオペラ、バレエなど上演。四面舞台のスペースは、大がかりな舞台装置が必要な公演にも対応する機能を備えていませう。そういうところですね。兵庫県よりも神奈川県はさらにもっとすごいんだとういうふうにおっしゃる方もいませうが、そういった大変すばらしい施設が他府県にはあるわけがございませう。

一方、大阪は、近鉄劇場が閉鎖されました。そして、私ども学生時代によく利用したサンケイホール、毎日ホールもなくなりました。そういった非情な状況とうのは、余りにも対比されるような状況ではないかと、おもうわけがございませう。

そこで、先日私ども代表質問でも質問をさせていただきましたが、今回の年金制度改革の議論を受けまして、ことしの六月に独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の制定を得まして、国内の各種年金福祉施設のすべての廃止売却が五年以内に行われるとういうことになりました。

そして、その中に、実は大阪市西区にございませう大阪厚生年金会館も含まれているわけであります。しかし、この会館は、年間八十万人の集客力を誇る大阪ホールを有する大阪文化の一大拠点でございませう。こういった重要な役割を担う大阪厚生年金会館が廃止売却されるとういうことになれば、大阪文化にとって一大事でございます。先ほど申し上げましたように、大阪にとっては大変貴重な施設でございませうこの大阪厚生年金会館、今存亡の危機に陥っているわけがございませうが、この年金会館と同規模の施設は大阪府内にどれくらいありますか。

◎文化・スポーツ振興室副理事兼文化課長（北野義幸君） 委員お示しの大阪厚生年金会館でございますけれども、大ホールは二千四百席を有しております、これと同規模の二千席以上の施設につきましては、大阪府内で申しますと、二千七百五十四席の国際会議場大ホールと、二千七百席のフェスティバルホールの二つがございます。

◆（西村晴天君） 今お話しのとおりでございます。大阪には、二千名以上収容できるホールは厚生年金会館を含めて三つしかない。そのうちの一つがなくなるわけでございます。

そういう観点から、私どもは、この九月の定例府議会、本議会の代表質問で知事に質問を申し上げました。そして、知事の方からは、今後国の動向を注視しながら、まちづくりの主体である大阪市と連携をし、会館がこれまで果たしてきた役割がこれからも発揮されるよう国に対して働きかけてまいりますと。力強い御答弁というか、具体性がないというか、という答弁を賜りましたので、どのような働きかけをしていくのか、お伺いしたいと思います。

◎文化・スポーツ振興室副理事兼文化課長（北野義幸君） 厚生年金会館の今後の施設の廃止売却への手続ということでございますけれども、独立法人年金・健康保険福祉施設整理機構法が国会で成立いたしました際に、附帯決議に当たって、売却に当たっては地元自治体とも事前に相談すること、よく地元の意向を聴取することとされておりまして、その機会をとらえるなどいたしまして、厚生年金会館がこれまで果たしてまいりました役割がこれからも発揮されるよう、まちづくりの主体である大阪市との連携も図りつつ、効果的な働きかけを図ってまいりたいと考えております。

◆（西村晴天君） よろしくお願いをしたいと思います。

先ほど施設整備の予算のところでもございましたように、やはり文化芸術を振興するためには財源が必要でございます。しかし、行政にも財源の事情がございますし、そういう意味では、民間の皆さんの力をおかりするということは大変ポイントでございます、これも十六年の二月定例会で私どもの鈴木議員が代表質問いたしました、民間の皆さんに御協力をいただいたらどうかということでございます。

大阪城の天守閣の復興は、昭和三年、当時の大阪市長が提案をいたしまして、市民からの寄附の申し込みが殺到してそれが実現をしたわけでございます。わずか半年で目標額の百五十万円に達したというふうに聞いております。当時の百五十万円ですから、現在でいいますと、大体六百億から七百億円に相当するということでございます。

それから、中之島図書館、これは教育委員会所管でございますが、十六年、開館百周年を迎えた。ことしは百一年目ですね。これも、明治三十七年、住友家の当主住友吉左衛門氏の寄附により誕生したものでございます。そのほか、中之島公会堂とか、数々ございます。

そして、私どもは、十六年二月定例会で提案をさせていただきました。つまり、新たに文化振興のために寄附を募ってはどうかと。例えば、寄附金付きの年賀はがきのように、関西の企業の中には、サントリーさんとかアサヒさんのビールとかあるいはソフトドリン

ク、あるいはグリコのお菓子、あるいは日清のカップラーメン、そういった大変名の通った商品がございます。この文化振興のために、一個当たり五十銭、または一円といったわずかな寄附金を募る、こういうアイデアでございます。

例えば、缶ビールを例にとりますと、少しデータは古いですが、平成十三年度に大阪府内で販売されたビールは約四十二万キロリットル、三百五十ミリリットルで約十二億本。だから、缶ビール一本に一円寄附いただければ、十二億円の寄附が集まるということです。五十銭いただければ六億円いただけると、こういうことを提案をさせていただきました。

ところが、これはちょっとビールメーカーにお断りをしておかないかんですが、実は国会の方で来年度の予算に向けて税制改正が行われまして、それでいくとビールは非常に税率が高い。昭和二、三十年代にビールは高級品やったもんですから、ぜいたく品ということで税率が高い。そのまま増税されてきてます。しかも、ビールは担税力がある。税金上がってビールが値上がったからというて、皆さんビール飲むのをやめない。担税力があるもんですから、なかなかビールの税金は下げられない。また、大阪府もこういう提案すると、またビールをねらい撃ちかと。これはあくまでも例えでございます。あくまでも例え。

というふうなことを提案をして、研究をしてくれというふうなことを代表質問のときに申し上げましたが、その後どのような研究を進めていただいていますか。

◎文化・スポーツ振興室副理事兼文化課長（北野義幸君） 委員御提案の民間の方々の発意に基づく寄附をもとにした財源づくりは、大変貴重な御提案かと思えます。御趣旨を踏まえまして、例えばビールあるいは清涼飲料水等の製造メーカーとのお話や、あるいは製造メーカーではなくてそういう自動販売機を供給されている方々を初め、各方面の方々から意見をお聞きして、実現のためにどのような手法が考えられるか検討を進めているところでございます。

現在、事業者側のビジネスメリットと、例えばそういう機器、自動販売機設置の際の条件等の調整をする事項が幾つか残っている状況でございます。今後とも引き続き、府及び事業者双方にとってメリットあるものとできますよう、その実現可能性については鋭意研究してまいりたいと考えております。

◆（西村晴天君） ぜひともよろしく願いいたします。

先日、あるNPO法人でございますが、同様のアイデアで事業を進められているところがございます。ここは、自動販売機の設置を依頼をいたしますと、その利益金の一部を福祉施設の福祉財源に還元するというふうな、こういうスキームでやっておられるんですが、自動販売機を契約していただくと、その自動販売機に、この自動販売機の売り上げの一部は障害者の方々の自立支援に役立てられますというステッカーを張ると。これは飲料水と、それから証明書用の写真の機械ですね、こういったものに進めているということでございますので、ぜひともそういう形での御検討、実現をよろしく願いを申し上げたいと思えます。

次に、二つ目の問題でございます。養護教育の責務と、あと私の地域に関連いたします堺市立百舌鳥養護学校に関連しましてお伺いしたいと思います。

まず、今国の方でも障害者自立支援法等検討されております。その目的といいますか目指すものは、自立と共生の社会を実現と。障害者の皆さんが地域で暮らせる社会にするために、さまざまなこういった法律を検討しているわけでございます。

その中で、少しデータを見ましたが、養護学校を卒業された方の五五％が福祉施設に入所をされていると、こういうふうなことが現状でございます。またそういった観点からも、今後養護学校の存在、養護教育のあり方そのものが大変重要ではないかと思えます。

そこで、障害のある子どもさん、児童生徒の教育の場としてどのようなものがあるのか。そもそも養護教育の法的責任ですね、学校の設置義務といいますか、これが国にあるのか府にあるのか市にあるのかということを教えていただきたいと思えます。

◎教育振興室副理事兼障害教育課長（沢村功君） まず、障害のある児童生徒の教育の場としては、義務教育段階におきましては、市町村立の小中学校に設置される養護学級と、それから府立及び市立の養護学校がございます。現在、府立の養護学校は二十四校一分校、市立の養護学校は、三つの市におきまして十二校一分校でございます。

次に、養護教育の法的責任、設置義務についてでございますが、学校教育法七十四条では、都道府県は、就学させるのに必要な盲学校、聾学校または養護学校を設置しなければならないとされております。また、養護学級につきましては同法七十五条に規定があり、その中で、学校設置者は、小学校、中学校には特殊学級を置くことができるというふうにされております。

養護学校の設置義務、今申し上げました府県ということでございますが、この学校教育法七十四条の規定が施行されましたのは、実は昭和五十四年の四月一日でございます。全国的には、それ以前から、多くの政令指定都市や衛星都市が養護学校をみずから設置し、障害教育の充実を力を注いできた経緯がございます。また、昭和五十四年四月一日以降におきましても、同様に養護学校を設置している事例が数多く見受けられまして、そういう意味では、都道府県と政令指定都市及び衛星都市との適切な役割分担と協力のもとに、障害教育の充実が図られてきたところでございます。

府内におきましても、現在大阪市、堺市及び八尾市の三つの市におきまして養護学校を設置しております。これらの市と府との適切な役割分担のもとに、本府の障害教育の充実に向け努力を続けてまいっているというところでございます。

◆（西村晴天君） そこで、養護学校については、例えばこれだけの人口に最低一校配置せなあかんと、そういう配置基準はありますか。

◎教育振興室副理事兼障害教育課長（沢村功君） 養護学校の配置の基準というお尋ねでございます。実は、例えば単位人口当たりの設置校数を定めたいいわゆる配置の基準というようなものはないわけでございます。類推のものとして設置基準というものもございまして、小学校、中学校、高等学校につきましては、それぞれの小学校設置基準、中学校設置

基準、高等学校設置基準があるんですが、養護学校につきましては独自の設置基準も存在しないため、それぞれ設置学部に該当する各設置基準を参考にしているのが現状でございます。

なお、養護学校の配置につきましては、児童生徒数の推移や地域のバランスなどを総合的に考慮した上で、設置者が判断をしているところでございます。

◆（西村晴天君） そうしますと、例えば障害のある子どもさん、児童生徒が、小学校あるいは中学校に入学すると。その場合、どういうふうにして学校を選んでいくのかということを……。

◎教育振興室副理事兼障害教育課長（沢村功君） 障害のある児童が学齢期を迎えた場合には、その児童の在住しております市町村教育委員会は、就学指導委員会等を通じまして、医師や障害教育の専門家の意見など就学に関する多様な情報を提供し、保護者の意向を最大限に尊重して、地域の小学校へ入学するか養護学校へ入学するかの就学指導に当たることとなっております。

そして、養護学校に入学することになった場合には、当該の市町村教育委員会は大阪府教育委員会に通知することとなっており、大阪府教育委員会は、入学すべき養護学校、どこそこの養護学校という意味ですが、定めた上で保護者に通知することといたしております。

ただし、先ほども触れさせていただきましたが、市立の養護学校を有する市に在住する障害のある児童の場合には、当該市教育委員会の判断で当該市立養護学校への入学を決定することが可能となっております。

なお、中学校に入学する際も同様でございます。

◆（西村晴天君） それで、御案内のとおり、議会でもいろいろ議論がございましたが、実は堺市の百舌鳥養護学校、大変狭隘化が進んでおりまして、大変な状態になっております。私も、一部父兄の皆さんからそういった現状をお聞きする機会がございました。

そういう状況の中で、先ほどの話でいくと五十四年以降から設置義務があったんですけど、それ以前に堺市が百舌鳥養護学校を設置してきて、そして養護教育の推進を図ってきたわけです。その中で、先ほど申し上げましたように狭隘化が進んできた。狭隘化した百舌鳥養護学校を分離新設をして、そして上神谷高校跡地で考えてると、こういうようなことを堺市教育委員会が議会で発言したというふうなことをお聞きをいたしました。

そこで、そういう状況の中で、まずその五十四年以前に、設置義務が施行される以前に、現時点の法律でいうと、本来は府に設置義務があるわけですが、それ以前ですから、堺市が百舌鳥養護学校を設置をして養護教育を推進してきたんですが、こういった体制ですね、堺市は来年の四月に政令指定都市に恐らくなると思うんですが、そういった形になっても今後とも協力体制を維持していくと、そういうつもりはございますか。

◎教育振興室副理事兼障害教育課長（沢村功君） ただいまお示しをいただきましたように、養護学校の義務制が実施されたのは昭和五十四年でございますけれども、堺市ではそれ

以前の昭和三十二年に市立百舌鳥養護学校を設置されておりまして、市独自の施策といたしますか、都市経営の先見性といいますか、そういうことで障害教育を位置づけ、教育活動を継続してきているものというふうに私どもとしては認識いたしております。

今後ですが、堺市とは、政令指定都市への移行も視野に入れつつ、適切な役割分担のもとで、これまでの経緯を含めて密接な連携を図りながら、従前と同様、今後とも緊密な協力関係を保ってまいりたいというふうに存じます。

◆（西村晴天君） それで、先ほどちょっと先走って言ってしまったんですが、この上神谷高校跡地で考えているということについて、府と堺市の間でどの程度協議が進んでますか。

◎施設課長（鈴木博史君） 先月の堺市議会で市教育長が、市立百舌鳥養護学校の過密状態を解消し、養護教育のさらなる充実を図るため、養護学校を分離新設したいと考えており、設置場所については、府立上神谷高等学校跡地を有力な候補として大阪府と協議を始めたところだと答弁されたと聞いております。堺市教育委員会からは、府教育委員会に対し、その取得について協力依頼があったところです。

現在、堺市教育委員会では、上神谷高等学校跡地を養護学校として活用する場合に、旧上神谷高等学校の建物を利用することの適否、必要とする敷地面積、位置等の内容を検討中と聞いております。

府立高等学校の特色づくり・再編整備計画によって生じる跡地の活用の検討については、全庁的な検討の場である大規模施設跡地活用調整委員会で検討調整することとしており、府教育委員会としては、堺市からの上神谷高等学校跡地の具体的な取得意向が示されれば、同委員会での検討調整に付してまいりたいと存じております。

◆（西村晴天君） それで、分離新設ということですので、養護学校を新設する場合は、国の補助制度としてどのようなものがあるか。また、先ほど申し上げましたように、堺市が政令指定都市になった場合に、国への補助金の申請の窓口はどうか。府になるのか、あるいは市が行うのか、この辺についてお願いいたします。

◎施設課長（鈴木博史君） 養護学校を上神谷高等学校跡地に新設する場合は、現行制度上は、公立養護学校整備特別措置法に基づく校舎の新・増築事業として国庫負担金の対象となっております。また、旧上神谷高等学校の建物を利用する場合は、公立学校施設整備費国庫補助要項に基づく大規模改造事業として国庫補助対象となります。

なお、補助金等の国に対する申請につきましては、政令市であっても本府を通じて行うこととなっております。

◆（西村晴天君） 今までの協力関係をずっと維持するのかなんて聞きましたが、補助金の申請も、堺市がたとえ政令指定都市になっても府が窓口になるということでございます。要するに、法の趣旨にのっとり、やはり養護教育については府が責任を持ってやっていくということではないかと思うんですが、そういう観点から申し上げますと、大阪府の教育委員会としては、堺市が分離新設するのであれば、やっぱりこれは堺市に大いに協力す

べきやと、こういうふうと思うわけですが、先走った質問かも知れませんが、例えば上神谷高校跡地を堺市に無償譲渡するというようなことはできませんか。もうすぐ首をこんなんせんといってください。

◎施設課長（鈴木博史君） 高等学校跡地につきましては、先ほど申しました大規模施設跡地活用調整委員会で検討調整することとなっているところでありまして、普通財産である用地の売買については総務部の所管となり、一般的には、適正な価格により有償譲渡するとなっております。

◆（西村晴天君） 何という冷たい答弁というか、仕方がないんでしょう、今の時期は。まだ堺市も詳細にこういう学校をつくるということを提示してないわけですから、仕方ない答弁だと思います。したがって、無償貸与はどうかというふうに聞こうと思うんですけど、これもせんない話やなと思います。

ただ、申し上げたいことは、今後、来年度当初予算に向けてさまざまな協議が、堺市の方からも明確に計画を策定されて府の方をお願いに参ると思いますが、過去のいきさつとあります。あるわけですから、普通財産になるから総務部の所管となって、そんな教育委員会としては知りまへんと、こんなことじゃなしに、ともに養護教育というものやってきたわけです。私はこれを言いたかったわけです。だから、縁の切れ目が情けの切れ目みたいにならんように、ぜひとも教育委員会の方も、そういった堺市の前向きに取り組んでいくというそういう姿勢、気持ちを御理解いただいて、そういった形には御協力を、くれぐれも竹内教育長にもお願いをしておきたいと思います。

それで、三問目の質問でございますが、ちょっと委員長申しわけございませんが、資料配付をお願いをいたしておりまして、ぜひとも御許可お願いをしたいと思います。

○委員長（中野清君） 西村委員からの資料配付の申し出についてはこれを許可し、書記に配付させますので御了承願います。

◆（西村晴天君） 大変恐縮でございますが、委員長に御配慮いただきまして資料配付させていただきました。

実は、お手元に配付をさせていただいておりますように、教職員の病気休暇、休職中の給与等について、これは大阪府職員、知事部局の職員についてもほぼ同様だとは思いますが、当委員会は教育委員会でございますので、教職員についてということで資料を配付させていただきました。

そこで、まず最初に、制度の概要についてお聞きをしたいと思います。ここにございます病気休暇・病気休職制度、この概略についてちょっと御説明をお願いいたします。

◎教職員企画課長（佐々木敏彦君） 教職員がけがや病気で療養する必要がある場合には、今御指摘のありましたように、病気休暇の制度と病気休職のこの二つの制度がございます。

まず、病気休暇につきましては、負傷や疾病等により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与える休暇制度でございます。その承認期間は、開始の日から起算して九十日以内とし、九十日を超えて引き続き療養が必要な場合はその時点で病気休職とす

るとというのが、お手元の資料の表面の上の流れでございます。あるいは、病気休暇の開始の日から六カ月までの間引き続き病気休暇を付与し、六カ月を超えてさらに療養が必要な場合に、その時点で病気休職とするかという、それが下の欄になりますが、その二通りの制度となっております。

病気休暇の開始から起算して九十日間は、そこにも記載しておりますが、給与は全額支給されますが、九十日を超えて病気休暇を付与した場合――下の場合ですね――については、給料の半額を減じることになっております。なお、この場合におきましても、公立学校共済組合から傷病手当金として給料日額の三割に相当する額が給付されるため、合わせて給料の八割程度が結果として保障されることとなります。

なお、精神疾患の場合には、これは裏面になりますけれども、九十日を超えて引き続き療養が必要な場合であっても、九十日を超える病気休暇の付与は行わずに病気休職といたしております。

その次に、九十日を超えて、もしくは六カ月を超えた後の病気休職でございますが、病気休職といえますのは、任命権者によります分限処分として行うものでございまして、その期間は三年以内とされております。この間の給与の支給につきましては、一般の疾病と精神疾患とで制度が異なっております。

表面の一般疾病の場合でございますが、休職期間の最初の一年間につきましては、給与の八割を支給いたしまして、その後は無給となります。これは、上の段も下の段も考え方は同じです。一年間の八割支給の後には、無給となります。なお、その無給となりました時点からは、公立学校共済組合及び教職員互助組合により、傷病手当金が給付されることとなっております。

上の欄の病気休暇期間九十日をもって病気休職となった場合には、一年間の休職の後、あと残り二年間につきましては府からの給与は無給になりますが、公立学校共済組合から給料日額の八割に相当する傷病手当金が給付されるとともに、教職員互助組合からも給料日額の二割に相当する傷病手当金が給付されることとなります。したがって、この二つの傷病手当金を合計しますと、いわゆる給与と違ひまして、給与から諸手当を除いた分のいわゆる本給部分ですね、給料のおおむね十割が保障される結果となります。

また、その次の下の欄でございますが、九十日を超えて病気休暇を取得して、六カ月を過ぎて三年の休職に入った場合でございますが、この場合には、給与の八割が支給されず最初の一年間後無給となり、その残り二年間のうち九カ月間につきましては、公立学校共済組合から給料日額の八割、さらにそれに引き続く六カ月間につきましては、教職員互助組合から給料日額の八割に相当する傷病手当金がそれぞれ給付されますが、最後の残り九カ月間につきましては、完全な無給となるという状況でございます。

裏の方をごらんいただきまして、精神疾患の場合の休職の場合につきましては、休職に入りましてから二年間は給与の全額が支給されまして、二年を経過した後の一年間は無給となります。この無給の期間中、公立学校共済組合から給料日額の八割に相当する傷病手

当金が給付されることとなっております。

◆（西村晴天君） それで、今御説明いただいたこれらの制度の法的な根拠ですね、これはどうなってますか。

◎教職員企画課長（佐々木敏彦君） 教職員の休暇、休職、給与等につきましては、地方公務員法に基づきまして条例で定めることとされておきまして、本府におきましては、いずれも、教職員を初め知事部局や他の行政委員会等も含めた全職員に適用される条例が設けられております。

まず、病気休暇につきましては、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十四条に規定がございます。

病気休職につきましては、地方公務員法第二十八条第二項に規定がございまして、休職の期間につきましては、職員の分限に関する条例第四条第一項に規定がございまして、

休職期間中の給与に関しましては、精神疾患による休職につきましては、職員の給与に関する条例第二十九条第三項に根拠がございまして、一般疾病による休職につきましては、職員の給与に関する条例の第二十九条の第四項にそれぞれ規定されているところでございます。

また、公立学校共済組合の給付金につきましては、地共済法第五十四条、第六十八条、第七十一条に規定がございまして、

なお、この休職期間中の給与の支給割合、支給期間等につきましては、本府の制度につきましては、基本的に国の制度に準拠したものとなっております。

◆（西村晴天君） それで、この制度の変遷をお聞きしようと思っただけですが、もう時間がないので、これについてはちょっと省略をさせていただきます。

それで、この制度の適用を受けまして、長期間にわたる休職者がどれぐらいの人数なのか、あるいは長期休んでおられる教職員の方の症状などについては、日ごろどういう形で状況把握されているのか、お願いします。

◎教職員人事課長（向井正博君） 平成十七年一月現在でございまして、府立学校及び大阪市を除きます小中学校におきまして、全教職員約四万三千人のうち、休職者は二百五十名でございまして、このうち二年を超えて休職しておる者は八名でございまして、

また、休職中の二百五十名の中で、過去五年の間に休職したことがある者は四十一名となっております。なおその四十一名のうち六名が、通算をいたしまして三年を超えて休職をいたしております。期間が最も長い者で、通算四年となっております。また、この六名は、精神疾患による者が五名、一般疾病による者が一名でございまして、

次に、休職中の教職員個々の状況把握でございまして、当該校長と連携をいたしまして、定期的に、少なくとも三月に一回程度、本人や主治医、場合によりましては家族の方とも面談等行いまして、状況把握に努めております。

◆（西村晴天君） 今の御説明によりまして、六名が通算三年を超えて休職しているというところでございまして、それで、このような方々が職場に復帰する場合、現実的にはきのう

まで休んでおられるわけです。きょうから職場に復帰します。復帰してすぐ職務をこなすことは、どう考えても難しいのではないかと思うのですが、どのように対応されてますか。

◎教職員人事課長（向井正博君） 委員御指摘のとおり、長期間休職いたしております者が職場に復帰する場合、医療機関において治療を受け、教員自身が教科指導や人間関係などあらゆる面で自信を取り戻し、円滑に職場復帰ができるよう支援していくことが肝要と考えております。

このため、大阪府教育委員会におきましては、病院と連携をいたしまして、平成十五年八月から、大阪府公立学校教職員職場復帰支援事業を実施いたしております。この事業は、教員が円滑な職場復帰を行うとともに、休職を繰り返すことのないようにするために、職場復帰前にいわゆるならし訓練を行うものでございまして、専門的な復帰訓練を行っていく必要があるため、病院に委託をして実施をいたしております。

訓練への参加は、あくまでも本人の意思と自己責任のもとで行うものであり、参加者それぞれが無理なくスムーズな職場復帰ができますよう、精神科医や臨床心理士などの専門家によるさまざまな訓練が実施されております。

主な訓練を紹介いたしますと、集団精神療法により、参加者と同様の悩みを抱えた者たちが、お互いの意見交換を通じまして、自己洞察を深め、ストレスコントロールなど身につける訓練や、実際の教室を再現した専用の施設におきまして模擬授業を行うことによりまして、復帰についてリアリティーを感じ自信を取り戻す訓練を行っております。また、そのほか、運動や芸術活動などのグループワークによる訓練を行っております。

職場復帰支援事業の参加者状況でございますけれども、平成十五年度は年度途中八月からの実施でございまして、十一名が参加、平成十六年度は二十三名が参加いたしました。また、平成十七年度、本年ですけれども、六名が修了し、現在五名が訓練中でございます。また、既に事業を修了しております平成十五年、十六年度中の三十四名のうち、二十七名が職場復帰を果たしたところでございます。

◆（西村晴天君） 先ほどの説明の中で、大阪府立学校の共済会と互助組合からの給付金といいますか、その財源等お聞きしようと思ったんですが、これもちょっと省略をさせていただきます。

ちなみに、この共済の給付に係る財源というのは組合員の掛金ですが、これは毎月の給与の千分の三十六・五八、雇用主である府の負担金が千分の三十六・九九、大体一対一ですね。それから、教職員互助組合につきましては、今行財政改革なんかで言われておる約七割でしたか、来年も減額をするということですが、この財源が充てられるということになっております。

そこで、単純に比較をするわけにはいかないんですが、実は私も何社かの会社、民間会社に確認をしてみました。そうしますと、結論から言うと、はっきり言うてえらい手厚いんと違うかなというのが実感でございます。

私、民間の例を挙げますが、これは社員が大体三千名の一部上場企業です。したがって、

民間の中ではしっかりとしたそういう福利厚生制度があるという会社でございます。ここは、有給休暇三日間、待機期間三日含みまして、すぐ欠勤の状態に入ります。一年半、傷病手当、要するに健康保険組合の傷病手当、これが平均報酬日額の〇・六。この一年半のうち前六カ月については、傷病手当付加金というのを支給することができるようになっております。これは健康保険法第九十九条でそうなっております。ここで決められておりますのは平均報酬日額の二五%まで、期間は最大一・六カ月までと、こういうことになってるんですが、どうも大企業でも、これが六カ月で〇・一ぐらい、多いところで〇・二ということ。それから一年半後は、会社の給付金があるところ、あるいは全く無給のところ、労働組合に入っておられる方は労働組合からの給付金と、こういうふうな状態でございます。先ほど御説明あったように、給与あるいは給料の八割が保障されるというのはちょっと手厚いんじゃないかというのが私の率直な感想でございます。これは、皆さんもいろいろ議論があらうかと思えます。しかし、これについては今後さらに細かく、きょうはそういう問題提起だけを申し上げておきたいと思うんです。

それと、法的な根拠をお聞きしましたが、法律では、給料とか職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件については条例で定めるということになっておりまして、先ほどの見せていただいた図は、全部条例で決められているということでございますので、当委員会よりもむしろ総務委員会の所管になるのかなという気もいたします。

ただ、府の取り扱いにつきましては、法律や条例で定められているものとは言いながら、率直に言いまして、今の社会状況の中でちょっと優遇――厚遇とは言いませんが、ちょっと優遇されてるのではないかというふうに思うわけでございます。

社会状況は変化をしております。先ほどの条例につきましても、例えば分限条例についても、昭和二十六年から既に五十四年経過して一つも変わってないんです。

二つ目には、当時、昭和二十六年、あるいは四十年代、五十年代に比べて、休業保障、あるいは入院したときの保障、こういった民間の保険も随分普及をしております。そういう意味からいくと、あえて公費負担をした、我々議員の互助会も廃止をするというようなことで今議論しておりますが、そういった公的なそういう補助がある、そういったところの制度を活用する、利用する、そういう必要があるのかどうか。もし保障が必要であれば、民間のそういった保険を利用するというのも必要ではないかという、これが二つ目の理由です。

三つ目は、府の行政として指定管理者制度も導入いたします。あるいは、学校においては民間の校長先生も採用いたします。あるいは、民間委託をどんどん進めます。つまり、官と民との距離が大変近くなってきております。したがって、府民の皆さんの意識は、なぜ公務員の方たちがという思いがあることも事実でございます。

さらに、きょうは大阪市の市長さんがやめると違うかというようなニュース報道がございまして、話題になっておりますが、大阪市の厚遇問題、決してこれが厚遇とは私は申し上げませんが、そういった社会風潮の中であって、やっぱりここはひとつ研究をして、

府民の皆さんに納得いただけるような制度にこの際ちょっと見直しをする必要があるんじゃないかと、こういうふうなことを提案を申し上げておきたいと思います。

突然でございますが、もしいただけるんでしたら教育長さんの御感想をいただきたいと思います。

◎教育長（竹内脩君） 教職員の病気休暇、休職中のいろいろな対応につきまして、資料をもちまして説明させていただきました。この問題につきましては、おっしゃいますように、公務労働の質そのものが大きく変化してきている、その状況の中にありまして、どう考えていったらいいのかということかと思えます。

ただ、この水準の問題につきましては、確かに最近の状況等踏まえた上での比較考量は必要だろうと思うんですが、ただ一つ難しいのは、今具体的に民間企業の例をお示しいただきましたけれども、本当のところ、全体的な状況はどうかとなりますと、なかなか把握できない要素もあるわけございまして、そういう状況の中にあって、公務労働をめぐる需要と供給の問題、それから我々大阪府の職員、警察官も含め、あるいは教職員も含め、その者が担わなければならない人材確保、その者が持たなければならない職務能力、それが社会全体の中でどういうレベルにあるのか、どういうレベルでなければならないのか等々の中で適切に判断しなければならないと考えておりますので、本日いただきました問題提起につきましては、私どもも教職員に対する任命権者として、ただ一方で制度運用の問題につきましては知事の方が一括的になさっておるといような状況もございまして、庁内的な議論を深めていきたいと思えます。

以上です。

◆（西村晴天君） ありがとうございます。以上で終わります。